

第483回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 8 3 回川越市農業委員会総会議事録

- 1 開催年月日 令和6年2月29日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前9時30分
- 4 閉会時刻 午前11時10分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 17名

内 訳							
議席	氏 名	出欠	備 考	議席	氏 名	出欠	備 考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副 主 幹	宮本 晃宏		
主 査	榎本 亮太		

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年2月29日第483回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 筋野 哲夫

.....

委員 川口 知子

.....

委員 永島 千恵子

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 1 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 6 件、7 筆、5, 833 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、20 筆、8, 428 m²である。農地改良届については、合計 3 件、6 筆、2, 389.96 m²である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、2 筆、385 m²である。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知については、合計 2 件、2 筆、600 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 11 件、99 筆、98, 932.62 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 10 件、92 筆、70, 014 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、「本議案の整理番号3番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」との発言があった。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号3番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号3番は、10筆、7,390㎡で、約7年の使用貸借権設定の申出である。契約期間は、令和6年5月1日から設定されるものである。

この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

以上のことから、整理番号3番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号3番について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、整理番号3番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号3番以外について、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号3番を除く、申出件数10件、筆数28筆、面積29,429㎡について申請があった。このうち賃借権設定が4件、使用貸借権設定が4件、所有権移転が2件である。契約期間は、整理番号4番から7番は、令和6年5月1日から、それ以外は令和6年3月15日から設定されるものである。

整理番号1番、2番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号1番は、1筆、998㎡、整理番号2番

は、2筆、2,097㎡で、約3年の賃借権設定の申出である。

こちらの案件は、所有者から貸付したいとの意向があったため、農地の有効利用への取組みにより、川越地区の委員によって、当該農地の隣接する耕作者等へ借受の意向を確認した。結果、営農意欲がある地域の農業者へ利用集積することとなった。借受人は現在45歳で、農業従事日数は、年間300日、家族と共に約56アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約700mである。

整理番号4番から7番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号4番は、1筆、437㎡、整理番号5番は、8筆、5,481㎡、整理番号6番は、3筆、1,366㎡で、約7年の使用賃借権設定、整理番号7番は、1筆、4,139㎡の内2,139㎡で、約2年の使用賃借権設定の申出である。この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸借が行われるものである。借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競

争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

整理番号 8 番、9 番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号 8 番は、1 筆、5, 1 1 8 m²、整理番号 9 番は、4 筆、6, 5 0 8 m²で、約 2 年の賃借権設定の申出である。借受人は現在 2 9 歳で、農業従事日数は、年間 3 3 0 日、約 4 7 アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約 1 . 5 k m である。

整理番号 1 0 番は、4 筆、3, 3 0 4 m²で所有権移転の申出である。譲受人は、現在 5 1 歳で、農業従事日数は、年間 1 5 0 日、家族と共に約 1 9 4 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約 3 k m である。

整理番号 1 1 番は、3 筆、1, 9 8 1 m²で所有権移転の申出である。譲受人は、現在 5 7 歳で、農業従事日数は、年間 1 5 0 日、家族と共に約 4 0 7 アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は約 8 0 0 m である。

以上のことから、先ほどご審議いただいた整理番号3番を除く、整理番号1番から11番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号10番について報告する。2月17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在51歳で、農業従事日数は150日、約194アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台、籾摺機1台、乾燥機2台、農業用自動車1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号11番について報告する。2月17日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、現在 57 歳で、農業従事日数は 150 日、約 407 アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター 4 台、耕耘機 1 台、農業用自動車 2 台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 11 番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号 10 番、11 番について、譲渡人の農地の売買に至った事由はなにか。また、農地の貸し借りや売買について、事務局はどのような取り組みを行っているのか。」との発言があった。

事務局は「譲渡人の事由は労力不足の為である。整理番号 10 番、11 番については、農協が仲介に入り売買に至ったものである。農地の貸し借りや売買について、地権者から相談があった場合、地元農業委員へ情報提供し、当該農地の隣接する耕作者等へ借受、買受の意向を確認している。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号 3 番を除く、

整理番号1番から11番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条
第3項の規定による農用地利用集積等促進計画
(案)に対する意見について

議長は、「本議案の整理番号6番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよいかお諮りする。」との発言があった。

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号6番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号6番は、10筆、面積6,776㎡の意見照会である。先ほど第1号議案、整理番号3番と5番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地である。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画

(案) についての市長からの意見照会である。また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。担い手については、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号6番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号6番について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、整理番号6番について原案どおり決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号6番以外について、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、先ほどご審議いただいた整理番号6番を除く、件数6件、筆数18筆、面積13,462㎡についての意見照会である。先ほど第1号議案、整理

番号 3 番から 7 番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地と、令和 4 年 1 月 1 5 日から既に利用権設定されている農地である。第 2 号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画(案)についての市長からの意見照会である。また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、先ほどご審議いただいた整理番号 6 番を除く、整理番号 1 番から 7 番については、市長へ「意見なし」とすることによるしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、先ほどご審議いただいた整理番号 6 番を除く、整理番号 1 番から 7 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 2 号について原案どおり決定する。

議案第 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第 3 号議案は、件数 4 件、筆数 11 筆、面積 8,957 m²についての申請があった。

整理番号 1 番、2 番は同一世帯からの申請のためまとめて説明する。整理番号 1 番、2 番については、経営拡張のため所有権移転で、整理番号 1 番は 3 筆、3,192 m²、整理番号 2 番は 4 筆、3,475 m²の申請である。譲受人の現在 53 歳、76 歳、80 歳で、農業従事日数はそれぞれ年間 150 日、家族と共に約 154 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 200 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のため所有権移転で、1 筆、962 m²の申請である。譲受人は現在 44 歳で、農業従事日数は年間 150 日、家族と共に約 54 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 200 m である。

整理番号 4 番については、世帯内の贈与で、3 筆、1,328 m²の申請である。譲受人は現在 34 歳で、農業従事日数は年間 150 日、約 13 アールの農地を耕作する農家である。通作距離は約 3 km である。

以上のことより、整理番号 1 番から 4 番について許可でき

ない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について報告する。2月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人の現在53歳、76歳、80歳で、農業従事日数はそれぞれ年間150日、約154アールの農地を耕作している農家である。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、籾摺機1台、乾燥機1台、農業用自動車1台であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号1番、2番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から4番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について

原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に
対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数2件、筆数2筆、面積545㎡についての申請があった。

整理番号1番については、住宅敷地拡張のため、1筆、68㎡の申請である。申請人は申請地の隣地にて平成8年から暮らしているが、道路から申請地を横断して住宅への出入りを行っている。建築基準法上の接道を確保する必要があり、既存敷地を合わせて住宅敷地として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流している。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置している。

整理番号2番については、貸駐車場に使用のため、1筆、477㎡の申請である。申請人は駐車場利用者である宗教法人西光院の檀家である。宗教法人西光院は申請地の隣地に位置し、昭和28年11月に法人化した真言宗豊山派の寺院である。檀家役員による寄合を毎月行っているが、駐車可能なスペースが不足していることから、新たな駐車場を探していたため、申請者が駐車場を造成し、宗教法人西光院に貸し付

けをするとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番と2番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数12件、筆数19筆、面積5,026.25㎡についての申請があった。

整理番号1番については、臨時駐車場に使用のため賃借権設定で、2筆、1,298㎡の内、941㎡の申請である。

また、許可後から3ヶ月間まで使用する一時転用の申請である。譲受人は昭和59年11月に設立し、電化製品・日用品などのレンタル業を主な業務としている。申請地から約200m離れた場所に申請地と同面積の既存の駐車場があるものの、路盤改良工事により3ヶ月間使用できなくなることから臨時の土地を探していたところ、申請地が見つかったため、賃借にて借り受け、臨時駐車場として使用したいとの申請である。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。なお、期間満了後には農地に復元する計画である。

整理番号2番については、住宅新築のため所有権移転で、1筆、112㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、雑種地と一体で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のため所有権移転で、4筆、289.72㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地

と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。
農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集
落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると
考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合
併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水につい
ては、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のため所有権移転で、
1筆、212㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしてい
る。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築
を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売
買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分につ
いては、第1種農地であると考えられるが、集落に接続し
た住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられ
る。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽
を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷
地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号5番につきましては、住宅新築のため所有権移転
で、3筆、498.53㎡の申請である。譲受人は借家にて
暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、
住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と
考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農
地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落
に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考
えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併

浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号6番については、車両置場に使用のため所有権移転で、1筆、906㎡の申請である。譲受人は平成12年7月に設立し、自動車整備業を主な業務としている。近隣に既存の車両置場があるものの、業務好調に伴い、受注量が増加したため車両置場が不足していたことから新たな土地を探していたところ、申請地が見つかったため、売買にて取得し、車両置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレンチを設置する計画である。

整理番号7番については、住宅新築のため所有権移転で、2筆、425㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のため所有権移転で、1筆、221㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分

については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のため所有権移転で、1筆、495㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取り槽へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号10番については、調剤薬局新築のため所有権移転で、1筆、340㎡の申請である。譲受人は昭和43年4月に設立し、薬局の運営を主な業務としている。申請地周辺には調剤薬局がなく、需要が見込まれることから、売買にて取得し、調剤薬局建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のため所有権移転

で、1筆、240㎡の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

整理番号12番については、住宅新築のため使用貸借権設定で、1筆、346㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から12番に

ついて農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「この指針は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化の推進をより良く果たすための目標として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の数値目標及び目標の達成に向けた推進方法を定めるもので、農地利用最適化推進委員の委嘱後速やかに見直しを行う必要があり、改選がある3年ごとに見直しを行うものである。県及び市が定める計画との整合に配慮する必要がある。」

「第1基本的な考え方は、指針策定の根拠及び基本的考え方であり、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めていくための指針として定める

もので、市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に準じ、概ね10年後である令和15年度を目標とし、3年毎に検証・見直しを行う。第2具体的な目標、推進方法及び評価方法、1遊休農地の発生防止・解消について、(1)遊休農地の解消目標は、表上段が現状、2段目が3年後の目標、3段目が目標となっている。現状は、直近で値が確定している令和5年4月時点のもの、3年後の目標は、令和8年度末に目標とする値、目標は、令和15年度末に目標とする値である。(A)管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計の耕地面積と遊休農地の合計面積である。目標設定の考え方、遊休農地の割合の現状は、管内耕地面積の約0.9%となっており、目安としている農業委員会等に関する法律施行令第7条にある基準である管内の耕地面積の1%以下を下回っているが、従前の指針で目標としていた令和6年3月までに遊休農地の割合0.5%の達成は困難な状況である。今後、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、一層、厳しい状況が見込まれるが、引き続き遊休農地の割合0.5%以下を目指す。(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法は、農地利用状況調査等の実施や、農地パトロール等の5項目を定めており、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が連携して取り組むものである。」

「2担い手への農地利用の集積・集約化について、(1)担い手への農地利用集積目標は、1の(1)と同様に、表上段が現状、2段目が3年後の目標、3段目が目標である。」

(A) 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計の耕地面積である。現状の集積率は16.9%であり、従前の指針における令和6年3月の集積目標25.6%の達成は困難な状況である。目標設定の考え方は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標に準じ、概ね10年後である令和15年度までに集積率56%を目指す。当面の目標である3年後の集積率は、農地面積の減少を考慮しつつ、令和15年度末に集積率が56%となるよう33.5%とする。(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法は、地域計画作成等に関する地域の話し合いに積極的に参加し、地域農業者の意向や、農地の情報等の把握に努める等の2項目を定めている。」

「3新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に合わせ、従前の指針の目標と同じ、「年間6経営体」とする。これまでの参入実績は、令和3年度1件、令和4年度0件、令和5年度が今のところ0件で、目標を達成できた年度は無い。目標設定の考え方は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標に準じた値である。(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、県、市、農協等の関係機関と連携を図り、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援し、地域の中心的な経営体へと育成し、将来

的には、認定農業者へ誘導すると定めている。」

「指針の変更に際し、農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と説明を行なった。

議長は、農地利用最適化推進委員及び農業委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第6号川越市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第6号について、原案どおり決定する。

議案第7号

編集委員の選任について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「川越市農業委員会編集委員会規程では、編集委員の任期を1年とし、編集委員会は、農業委員4人以内、推進委員4人以内で構成と規定している。直近の状況は、農業委員3人と農地利用最適化推進委員3人の合計6人で構成されていた。市議会議員の委員及び農業団体等推薦による委員以外から選出するとともに、前任の経験者を加えて選任することが慣例となっている。こうした経緯を踏まえ、先の運営委員会において、第26期川越市農業委員会の編集委員会

は、農業委員 3 名と農地利用最適化推進委員 3 名の 6 人体制とし、別表第 1 のとおり、区域順に交代制の輪番として各区域から 1 名を選任することとし、令和 6 年 2 月から令和 7 年 2 月までの期間は、議案にある 6 人の委員を選任する。」と説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第 7 号編集委員の選任について、原案どおりとすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 7 号について、原案どおり決定する。

1 3 閉会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第483回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 6年 3月 8日

議 長 渋谷 武

委 員 筋野 哲夫

委 員 川口 知子

委 員 永島 千恵子
